社会資本整備審議会　建築分科会　第４回建築基準制度部会

平成２５年２月１２日

【事務局】　　それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以降、座りまして進めさせていただきます。

本日は、マスコミ等の取材希望がございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。なお、部会の議事につきましては、分科会に準じまして、プレスを除き一般には非公開という形にさせていただいております。

それから、議事録につきましては、委員のお名前を伏せた形で、後日国土交通省のホームページにおいて公開することとしたいと存じますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元の資料のクリップを外していただきますと、議事次第のあとに配付資料一覧があろうかと思います。資料１が委員名簿。資料２が第１次報告の案でございます。それから、資料３がその概要の案でございます。それから、当日配付のものとして、この第１次報告の案につきまして先生方からいただいたご意見を踏まえた見え消し版がございます。参考資料２がいただきましたご意見とその対応でございます。それから、参考資料３が石川県内のエレベーターの戸開走行事故の中間報告でございます。その概要でございます。それから、参考資料４が金曜日に起きました長崎市のグループホーム火災の概要でございます。以上でございますが、不足等ございませんでしょうか。もしございましたら事務局までお申し出いただきたいと思います。

まず、定足数の確認をさせていただきたいと思います。本日は建築分科会委員・臨時委員の、現在、少しおくれている先生いらっしゃいますが、３分の１以上のご出席をいただいておりますので、社会資本整備審議会令第９条によりまして、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。本日は、〇〇委員、それから、〇〇委員、〇〇委員はご欠席とのご連絡をいただいております。それから、〇〇委員も先ほどご連絡ございまして、少し遅れられるということでございます。

それでは、以降の議事運営につきましては、部会長、よろしくお願いいたします。

【部会長】　　皆さん、おはようございます。本日は委員の皆様方には大変お忙しい中、本部会のご出席いただきましてありがとうございました。また、やや通常より３０分早い

ということで。

それでは、ただいまから第４回建築基準制度部会の議事に入らせていただきたいと思います。

本日は、昨年８月１０日付にて国土交通大臣より社会資本整備審議会長にございました諮問に対しまして、８月２４日付で建築分科会に付託されました。これは第１回のときに皆様方に資料としてご紹介したと思います。その付託の国土交通大臣からの諮問事項、「今後の建築基準制度のあり方について」の、その付託の内容のうち「住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方について」調査審議を行った上で、建築基準制度部会の第１次報告案として本日取りまとめを行いたいと思います。

それでは、まず、事務局より議事１番の、「後」が１個余分だと思いますけれども、今後の建築基準制度のあり方について、住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方について、その第１次報告案につきまして、ご用意いただきました資料に基づいて、まず、資料の紹介をしていただきたいと思います。では、事務局のほうからよろしくお願いしたいと思います。

【事務局】　では、私のほうから資料の説明をさせていただきます。

本日ご議論いただくのは資料２の第１次報告の案でございます。また、資料３といたしまして、概要版をつくるべきではないかというご指摘ございまして、概要版を資料３として用意してございます。それで、説明に関しましては、申しわけございませんが、参考資料１が、１月２８日に皆様方にご紹介させていただきました意見からの見え消し版をつくってございます。この参考資料１と、また、参考資料２が皆様からのご意見及びご意見への、どのような形でこれに対応しているのか、していないのかということについての資料でございますので、参考資料１と参考資料２を踏まえて説明させていただければと思います。

では、参考資料１の３ページをお願いたします。３ページ、まず、はじめにでございますが、この南海トラフ、首都直下地震に備えて住宅・建築物の耐震化を図ることが喫緊の重要課題であること、また、当面の調査審議事項のうち、住宅・建築物の耐震化の促進については特に解決が急がれる課題であることから、今回この第１次報告を取りまとめるということについて書かせていただいてございます。

続きまして、４ページでございます。住宅・建築物の耐震化の目標、耐震化の重要性でございます。この重要性に関しましては、過去の地震被害を踏まえて、現行の耐震基準以

前の建物の耐震化の重要性について記述させていただいています。なお、当初、新耐震基準という言い方をしてございましたが、これは大分たって、現行耐震基準というべきではないかというご意見をいただきまして、以下、現行耐震基準という言い方に改めてございます。

次が②番、耐震化の目標についてでございます。耐震化の目標、平成２７年までに少なくとも９０％にすることが目標とされてございます。１ページめくっていただいて、５ページでございますが、これに対しまして、７行目の「しかし」のところでございますが、平成２０年時点の耐震化率が、住宅が７９％、それらの特定建築物が８０％と推計されてございまして、平成２０年までに達成すべき数値より約２％マイナスの状況であり、さらに促進する必要があるということをここでは述べてございます。

続きまして、（２）のところ、東日本大震災における教訓でございます。ここに関しましては、中央防災会議の専門調査会におきまして、建築物の耐震化について引き続き計画的に取り組む必要があるということについて述べさせていただいてございます。次に、（３）想定される大地震への対応の切迫性についてでございます。まず、①が南海トラフの海溝型巨大地震についてでございますが、これも中央防災会議、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおきまして、まず耐震診断・耐震改修に一層の推進を図る必要があるということ、また、この東日本震災におきましては、災害時に道路ネットワークが果たす役割が再認識され、既存施設の耐震化を推進する必要があると指摘、また、庁舎、消防署など、災害時の拠点となる施設、学校、病院、駅等、多数の者が利用する施設、また、何行か飛びますが、危険物の施設、こういうものにつきまして耐震対策の強化をしていくのが重要であるという指摘が盛り込まれてございます。

②番目の首都直下地震のところでございますが、中央防災会議、今度は首都直下地震対策検討ワーキンググループでございましたが、この中におかれましても、住宅・建築物の耐震化ですとか、庁舎等の応急対策活動の中心となる施設、避難所等の耐震化、防災機能の強化のあり方が予防対策の重点的な実施項目として掲げられていることについて記述させてございます。

続きまして、７ページをお願いいたします。住宅・建築物の耐震化の現状と課題、（１）の阻害要因のところでございます。阻害要因のところ、ずっと書いてございますこれは、今まで何度かご紹介させていただきましたアンケート等の内容でして、一番最後、２８行目のところでございますが、主な阻害要因として、①が費用負担の話、②が認識で耐震化

が不要と考えている方が多数いらっしゃるということ、③が業者の選定が難しいということ、④が工法・費用など判断が難しいということ、⑤が工事施工中の使用の制約についての懸念があるということ、⑥が区分所有者の合意形成が難しいということ。こういうような主な阻害要因について整理させていただいてございます。

続きまして、８ページでございます。これまで講じてきた施策の現状と課題に関してでございます。①が費用負担軽減策でございますが、まず、補助制度について１）で述べさせてございます。基本的に補助制度はこういう形で順次拡充をしてきてございますが、８ページの一番最後のところでございますが、耐震診断に対する補助制度の整備率、耐震診断でございますが、これは住宅については７９％、一方で非住宅については３５％にとどまってございます。また、今度はさらに耐震改修でございますが、耐震改修に関しましては、補助制度の整備率は住宅７３、非住宅については１１％にとどまって、全国的に補助制度の活用されるような環境を整備することが課題になっているということが掲げられてございます。その下、９行目のところでございますが、耐震診断・改修に要する費用、必ずしも実態に合っていないのではないかという指摘がされているということが書いてございます。

続きまして、１２行目、２）融資制度・税制に関してでございます。融資実績が一定の範囲内にとどまっているということ。それで、税制に関しましては、これは実績等が多数挙がってございまして、耐震改修促進税制は補助制度と相まって機能していると考えられること。これを踏まえ、住宅の耐震化を促進する上では、こうした支援策のさらなる拡充・普及が求められるということについて記述させていただいてございます。

次、３４行目、②の耐震改修促進法の制定・改正についてでございます。耐震改修法に関しましても、平成７年に制定されて以降、順次強化、改正がされてきてございます。１０ページのところになりますが、しかしながら、こういう形で改正されてきてございますが、２２行目、指示自体は約２，０００件で、前回の改正で導入された公表制度はほとんど活用されていないというような現状の問題点がございます。この理由として、実際にやられる所管行政庁におきまして、耐震性の有無が明らかでなく、所管行政庁が指示・公表の根拠を示すことができないことなどが挙げられてございます。このために、まずは耐震性の有無を明らかにするための耐震診断を進めること、また、耐震診断の結果を第三者である利用者に対して情報提供することが課題であるということについて記述させていただいてございます。

続きまして、１１ページをお願いいたします。次には③耐震診断・改修に携わる技術者等の育成というふうに書いてございます。ここにつきましては、まず、設計者・施工者というふうに前に書いてございましたが、ここにつきまして、もう少し誰なのかというのを明確にすべきではないかということで、６行目のところでございますが、耐震診断・耐震改修において診断を行う技術者及び耐震改修設計を行う設計者、ここまでを（以下「技術者」という）としまして、並びに耐震改修工事を実施する工事施工者についてという形で「技術者等」という形の文言に変えさせていただいてございます。このような技術者等につきまして、技術的・制度的な知識を十分に有した方が不足しているのではないかという指摘がございます。また、悪徳商法等の存在がございまして、所有者が安心して耐震診断・改修を行うことができるような環境整備が課題ではないかというご指摘をいただいてございます。

２０行目でございますが、④相談体制等の整備に関してでございます。相談体制の整備につきまして、市町村で約８割整備されているという現状でございますが、この中身につきまして、耐震診断・改修を加速する上では、耐震改修事例の収集・公表など、さらに内容の充実が求められるのではないだろうかということ、また、いろいろな相談会などがやられてございますが、所有者のニーズに必ずしも応え切れていないという課題があるのではないかということを書かせていただいてございます。

続きまして、⑤番目、耐震改修工事の円滑化方策についてでございます。この工法の技術的な話になりますが、次の１２ページになります。１２ページ、5行目のところでございますが、効果的な新工法の技術開発を図る、そのような新工法を適切に評価し、普及することが必要であるということ。また、この耐震改修促進法におきましては、耐震改修計画の認定制度ということによりまして、引き続き既存不適格建築物として取り扱う特例措置が講じられてございます。しかしながら、この認定制度はまだ十分に活用されているとはいえないこと。また、特に増築などを伴う耐震改修の場合もこの特例措置の対象にはなるんですが、いろいろ限定列挙されているものがございまして、非常に限定的なものがまだ対象になっているということでございます。また、さらに、増築の場合には、容積率ですとか、建蔽率制限に適合しないなど、現行の認定制度では対応できない課題も指摘されてございます。ここについては斜線制限というご指摘もいただいてございましたが、斜線制限に関しましては、現行でも一定の緩和制度がございますので、記述をしてございません。また、検査済証のない住宅・建築物につきましては、調査に多大な時間と費用を要す

る場合があり、一定の留意が必要ではないかということでございます。

次、３４行目でございますが、マンションの耐震化の促進。マンションの関係につきましては、具体的な記述が以前なかったものですから、これにつきましても。大変失礼しました。一番最初にこの読み方ですが、ここのそれぞれの赤線のところに、２２番ですとか２３番ですとか、こういう番号が一番右肩のところに振ってございます。これは参考資料２のところでいただいたご意見の番号にそれぞれ対応してございますので、適宜ご参照いただければと思います。このマンションの促進につきましては２５番ということで○○委員から具体的な記述がないのではないかというご指摘をいただいてございます。これを踏まえてマンションに関する記述を追記してございます。昭和５６年以前に建築されたものは全国で１０６万戸ございます。これにつきまして、マンションの場合は区分所有者からの合意形成を図っていくのが課題でございまして、今までマンション耐震化マニュアルなどを取りまとめて周知を図っているということはやってございますが、区分所有者からの合意形成を図るにはまだ困難という実態があるということを記述させていただいてございます。

続きまして、１４ページをお願いいたします。３、住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方についてでございます。まず、基本的な方向性といたしまして、①から⑥を掲げてございます。支援策の充実によって耐震化に要する費用負担の軽減を図るべきではないか、耐震化の必要性を認識させるための耐震診断の徹底等を図るべきではないか、信頼できる技術者等の育成を図るべきではないか、適切な工法・費用・効果等が判断可能な情報提供・相談体制の充実を図るべきではないか、居住・使用状況に大きな支障を来さない新たな耐震改修工法の活用促進を図るべきではないか、マンションの耐震化に係る意思決定の円滑化を図るべきではないか、ということでございます。

まず、（２）、この具体的な中身といたしまして、①費用負担の軽減でございます。国は耐震化に要する所有者の費用負担を軽減する措置につきまして、責任をもって重点的に取り組み、耐震診断費用の実態を調査し、それに即した補助制度にするよう努力すべきであるということ。また、この補助制度を整備しない公共団体につきまして補助制度の整備・充実を促すべきであるということ。また、国は補助制度以外の支援策についても一層の拡充に努める必要があるのではないかということ。また、公共団体の制度がないところについて国が直接というご意見もいただきました。緊急に耐震化を図る必要があることから、国が民間事業者等に直接支援する補助制度の創設を含め、積極的に支援すべきであるとい

うこと。また、２７行目になりますが、耐震性のない空き家などの除却に関しても記述してございます。

３０行目、耐震改修に当たって、より高い安全性の確保という観点でもいろいろなご意見をいただいてございます。より目指すべきであるということと、むしろ最低限の安全性の確保に注力すべきであるという両方のご意見をいただいてございますので、それを踏まえてこのような記述案をつくってございます。耐震改修に当たっては、より高いレベルの安全性の確保を促すことが重要である。このため、技術開発の促進、地震保険の充実ですとか、既存住宅のリフォームにおける長期優良住宅の認定制度の検討、こういうものを含めてより高い安全性の確保のためのインセンティブにつなげるべきであるというものでございます。

続きまして、②、１５ページになります。耐震診断の徹底等についてでございます。耐震診断の徹底等につきましては、耐震改修法の改正等により次のような措置を講ずるべきではないかということでございます。ここにつきましても、３６番から３９番ぐらいのところでございますが、幾つかのご意見をいただいてございます。努力義務を課すというのは努力義務であってもきちんともう少し考えるべきではないかというご意見。また、公表などについては少し厳しいのではないかというご意見を多々いただいてございますが、一定の効果を生むためにこういうものは必要ではないかということで、案として現在こういう形で書かせていただいてございます。ご紹介させていただきます。

全ての住宅・建築物の所有者に対して耐震診断・耐震改修に係る努力義務を課す、所管行政庁より指導・助言の対象とすること。特に多数の者が利用する大規模な特定建築物等につきましては、遅くとも平成２７年までに耐震診断することを所有者に義務づけ、所管行政庁がその結果を公表すること。緊急輸送道路等沿道建築物や防災拠点施設につきましては、各公共団体において実情を踏まえて耐震診断の義務化を検討するということ。耐震診断の義務化により公表された結果をもとにしまして、改修の指導・助言・指示、正当な理由がなく指示に従わない場合の公表などを行うこと。また、耐震診断の義務化対象につきましては計画的に順次拡大していくということ。さらに、耐震性を有している旨を所有者が表示する制度の創設を検討するということ、でございます。

続きまして、③信頼できる技術者等の育成についてでございます。この技術者に関しましては、義務づけの対象になる建築物の耐震診断を実施する者につきまして、建築士の資格を有した、さらに講習を受講した者に限定すべきであるという記述を案としてございま

す。これにつきましては、まず、従前「建築士等の一定」という言い方をしていますが、これはもうはっきりと建築士とすべきではないかというご意見を踏まえて、建築士の資格としてございます。また、義務づけに限らず、全ての耐震診断を公表すべきではないかというご意見ございましたが、逆にまたこういう技術者が足りないという意見もございまして、このような案にさせていただいてございます。３３行目、耐震診断・改修設計を行う技術者が不足しているという指摘もありますので、国・公共団体と建築関係団体とが協力して耐震診断・改修設計に関する構造種別ごとの講習の受講を促進する必要があるというものでございます。

１６ページに入っています。また、この技術者につきましては、ホームページで名簿を公表するなど、消費者が相談しやすい環境を整備すべきであるということ。また、この５９番の意見、技術者の技術力の向上ということについてもご意見いただいてございます。なお、受講者については耐震技術の発展等に対応するように、技術・知識の継続的な維持・向上を図るための措置を検討する必要があるということ。また、この報酬に関しましてもご意見いただきました。診断や改修設計の質の確保の観点からこれらの報酬が適切に算定できるよう算定方法等についても検討するべきであるということ。

また、リフォームに関しましても一定の整理をというご意見いただきまして、文章を修文してございますが、リフォーム工事の際にあわせて耐震改修工事も検討されるよう積極的な普及啓発や促進策の充実を図るということでございます。

続きまして、④番でございますが、適切な工法・費用・効果等が判断可能な情報提供・相談体制の充実でございます。これは未設置の市町村に対しましては、窓口を強く要請、国民からの相談にきめ細かく対応できるように建築関係団体との連携の一層図るべきである。これは特に建築関係団体の役割が大きいのではないかというご意見に対しまして、建築関係団体との連携を一層ということを追記させていただいてございます。また、耐震診断・改修を行った事例の収集。一番最後のところのキャンペーン、広報などにつきましてももっと具体的にということで、建築関係団体、メディア等と協力してという形で記述してございます。また、公共団体における先導的な取り組みをホームページなどで公表して、他の公共団体に広げていくということについて書かせていただいております。

１７ページでございます。新たな耐震改修工法の活用促進についてでございますが、新工法の技術開発につきましての推進、技術情報のオープン化・普及に努めるということ。また、現在の耐震改修促進法に基づく認定でございますが、限定されている認定対象を見

直して、所管行政庁が認めた場合には広く認定制度の対象とすべきだろうと。また、容積率制限、建蔽率制限に適合しないことがやむを得ないと所管行政庁が認めた場合には、この制限を適用しないよう措置すべきではないかということ。また、検査済証のない住宅・建築物の取り扱いについても過重な負担とならない環境整備に努めるということでございます。

⑥マンションについてもここは追記されてございます。マンションについて、居住性や継続利用に影響の生じない工法を選択できるよう、容積率制限、建蔽率制限の緩和措置などを講じることによって意思決定の円滑化を一層促進すべきではないかというものでございます。

最後、１８ページになります。おわりに、のところでございますが、おわりに、に関しましては、基本的には防災・減災に向けたまちづくりを計画的に実施していく必要があるということについて記述させてございますが、特に赤字のところでございますが、一定の混乱を生じないようにきちんと注意すべきであるというようなご意見をいただきまして、国交省においては、公共団体、建築関係団体と密接に連携して混乱のないように消費者に対して十分な情報提供を行うこと。さらに、診断・改修に関する支援制度が市街地の防災性の向上など、まちづくり関連の支援策について情報提供に努めるなど、総合的な取り組みによって円滑な耐震化に努めるということ。また、このご意見追記いただいてございますが、本取り組みの進捗等について定期的に進捗、達成状況の公表などフォローアップをすべきであるというご意見を最後に書いてございます。

説明は以上でございます。

【部会長】　　どうもありがとうございました。参考資料２の位置づけについてちょっと追加的にご紹介いただけますか。

【事務局】　　失礼いたしました。参考資料２に関しましては、１月２８日に紹介して以来、ご意見を各先生方からいただいたもの。また、事務局でちょっと文字の表現の適正化という観点で修正を何カ所か入れさせていただいてございますので、そのご意見につきまして、例えばこの１番のところでございますが、概要をきちんと書くべきではないかというものについて別途概要版を作成しましたというような形です。一定の対応関係を説明した資料でございます。

【部会長】　　どうもありがとうございました。先週、短い間ですけれども、参考資料２のように各委員のほうからご意見を寄せていただきました。多分この番号が今の参考資料

１の赤で書かれたところが前回からの訂正事項なんですけれども、どなたのコメントに対応するかという大まかなコメントの対応関係が書いてございます。

さて、それでは、今、事務局のほうからご紹介いただきました第１次報告案、この参考資料１について、こんなことは、ここはどういう意味だとか、そういうご質問をまず承りたいと思います。内容に関する議論については後で、質問事項が終わってから受け付けたいと思います。いかがでしょうか。今ご紹介いただいた資料、読み方とか。はい、○○委員。

【委員】　資料２でいいですか。１４ページなんですけれども、これの（２）の①の真ん中ぐらいのところに、先ほどもちょっと口頭で説明があったんですけれども、「民間事業者等に直接支援する補助制度の創設を含め」とあるんですが、これはどういうことを意味しているのか、ちょっとわかりかねるので教えていただきたい。それから、あともう１点、ちょっと戻って済みません、１２ページの⑥の上になお書きがあって、留意が必要であるというふうに書いてあるんですが、どういう方向性での留意が必要だという趣旨なのかがちょっと私にはよくわからなかったので教えていただきたいと思います。以上２点です。

【部会長】　ご質問と意見のグレーゾーンにかかるコメントだと思いますけれども、時間的に事務局のほうから今何かこれについての主意がありましたら、後で議論の場でお答えいただくことも結構です。

【事務局】　とりあえず説明させていただきます。１４ページのところの直接というものでございますが、公共団体の補助制度が十分に設けられていないということに対応して、そういう場合には国が直接してもいいのではないかというご意見がございまして、そのために、要するに、公共団体の補助にかかわらず国が直接という趣旨でございます。

１２ページの留意のところにつきましては、検査済証のない建築物につきまして、増改築するときとかにいろいろな資料を準備しなければならないというご指摘をいただいていますので、この円滑化を検討する上で少しいろいろ考えるべきではないかということで、これにつきましては、後ろの１７ページのところで一定の方向性を記述してございます。１７ページの⑥の上のところのなお書きのところでございます。

【委員】　わかりました。

【部会長】　今、○○委員から、先ほどちょっと私が足を踏み外して、ちょっとグレーゾーン的なご質問だったんですけれども、例えば１２の留意ということについて、一応のご理解をいただいたのか、それともいい言葉があるから提案したいのかという。

【委員】　　いや、違います。意見ではなくて、留意というのは。

【部会長】　　どういう意味かという質問ですね。

【委員】　　どういう方向での留意なのか。済みません。だから、わかりました、今の説明で。済みません。

【部会長】　　どうぞ。

【委員】　　１５ページの３１行目、参考資料１です。ここで建築士等の一定の資格というところで、「等の一定」が削除されて、建築士のみが耐震診断を行うということだろうと思うんですが、ここについては、少なくとも住宅と建築物は分けで表記をしていただきたいというふうに思います。というのは、どうしてこういうふうになったかも含めてできればお聞かせ願いたいと思います。

【部会長】　　ただいまのはご意見として後で議論のほうでさせていただきたいと思います。質問というよりは内容のほうに係ることで。いかがでしょうか。ご質問。よろしゅうございますか。

それでは、今の参考資料１という形で挙げてございます第１次報告案、これについてご意見ともしくは訂正したいという点、ご提案がございましたら承りたいと思います。今のことについていかがでしょうか。関連して。はい、では、どうぞ。

【委員】　　今の○○委員のご意見に関連するのですが、建築士の資格を有している者が資格者の業務独占の範囲とリンクして耐震診断・耐震設計を行うべきと考えます。もう少し具体的にというお話があったのですけれども、建築士法の第３条に業務独占の規定が、建築士でなければできないという規定が、３条以下、一級建築士、二級建築士、木造建築士について定められているので、これを改修建築物の設計と工事監理にも適用して、その業務独占の範囲内で建築士が耐震診断・耐震改修を行うというふうに解釈すべきと考えるのですが、その点はいかがでしょうか。

【部会長】　　これは事務局から何かコメントございますか。ほかの委員の方々、今の１５ページの。

【事務局】　　まず、○○委員のご意見につきましては、住宅とそれ以外、多分戸建て住宅とそれ以外というようなご意見だと思うんですが、基本的にここの部分は診断の義務化をする建物なものですから、比較的大規模なビルなどが対象になろうかと思います。そういう意味でいうと、一般的な住宅は全くならないということはないかもしれませんけれども、一般的な住宅で道路を閉鎖するような案件は非常に少ないかと思いますので、ここで

前提にするのはある程度、比較的大規模な建築物だという認識でお考えいただければと思います。

それから、業務独占をどうするかということについては、ちょっと検討したいと思いますが、少しこれから実態を把握して、基本的には一級の設計になるような大規模なものは一級の方にやってもらいたいと我々認識はしておりますが、あまり厳密にやることによって制約にならないかどうかは、実態をよく把握して検討させていただきたいと思います。

【部会長】　私も発言権があるんでしたか。ちょっと私もこの１５ページの建築士等の一定ということについてのコメントがあるんですけれども、今、事務局おっしゃったように、対象とする建物によってある程度の要件があるという理解できるんですけれども、私は建築士の業務独占ということに認識があまりこだわっていない立場で、ここは原案のほうではいかがということを逆提案したかったんです、建築士等の。

それで、実態的に見ると、耐震診断と耐震改修の設計行為というのは、今の一級建築士の資格とは能力的には、オーバーラップはしているんですけれども必ずしも一致しているところはない。ですから、耐震診断・耐震改修をするに当たって、どうしても一級建築士であるという必要をここで、この部会として出すことについては私は若干異論を持っている点でございます。

ご提案された方もあると思うんですけれども、あまり業務独占という立場からこういう提案ではなくて、どういう方向に持っていきたいということからちょっとお考えいただいて、この点について議論していきたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】　まず、建築士等の一定の資格とありますが、ここにいう「等」って何かという疑問があります。「資格を有し」と言う以上、ある一定のはっきりした資格ではなければいけないし、「等」という曖昧なもので診断に携わるというのはちょっと危ないかという気がしています。「等」という意味がはっきりすればいいと思います。

【部会長】　ほかにこの点についていかがでございましょうか。

【委員】　ご議論を聞きながら今考えておったんですけれども、私の説明の中にも書いておりますが、参考資料２の５０番です、要は、耐震診断の報告書の実態を拝見しますと、中にレベルの低いものから高いものまで非常に玉石混交という状況を見ているものですから、資格者というもので、そこで歯どめをかけてレベルを上げたいという思いがありまして、こういう意見を述べさせていただきました。説明の中にもありますように、建築士は、１００万人という数字もありましたけれども、非常にたくさんいらっしゃるので、そこを

またあえて広げなくても技術者は十分足りているのではないかという認識がございます。

実際に耐震診断をやる場合に、やはりチームでやりますので、建築士を持たない方も実際診断の業務をやっていらっしゃいますけれども、それを全体的に、トータルに建築士が管理するというやり方をすれば、建築士の中で耐震診断をやっていらっしゃる方はどのぐらいいるか、その不足も懸念されているところでございますけれども、そういう意味合いもありまして、こういう意見を述べさせていただきました。

以上でございます。

【部会長】　ありがとうございました。ほかにどなたか。

私の提案に対して○○委員、○○委員からのご意見があったんですが、「等」というのが曖昧だというんですけれども、私の個人的な意見は建築士という１つのラベルが耐震診断・耐震改修をうまくやれる人にはなっていない現状から、あまり限定したくないというところです。どういう資格者かというと、この資格の後段に、耐震診断・耐震改修を行うに当たって必要な、これは建築士の試験の中にも当然入っている項目だと思いますけれども、それ以上の詳細なことを各団体の行っている講習会等を受講されて、受講義務ということがありますので、そちらのほうが実態的に質の高い耐震診断・耐震改修設計者を養成しているのではないかということで、ちょっとここは私は前に戻すという提案を先ほど申し上げた。「等」がどうだということについては、ちょっと考えさせていただきますけれども、もっと細かく限定的に書けば、後ろに書かれているちゃんとした講義を受講した者。それで、受講資格の中にある程度の資格制限がある団体もありますので、それで十分カバーできているという見解でございます。

はい。

【委員】　この点に関して意見をすでに提出させていただきましたけれども、建築士の中にいろいろな方がいらっしゃるわけです。例えば私も建築士ではありますが、きちっとした耐震診断はできません。しかし、構造一級の場合であれば、構造の専門家であるということが資格として明確になっているので良いのでしょう。あるいは講習を受講するなり、その能力が保証された人ならば良いと思います。限定するという意味ではなくて、要するにどういう人なら安心して任せられるのかを示すことが大切です。構造一級であるか、建築士等の資格を有し、かつ講習を受講し、その能力が保証された人だったら安心ですよということを言えば良いのだと思いますがいかがでしょうか。

【部会長】　　はい。では、○○委員。

【委員】　　質問なんですが、私、現行の耐震診断がどういうふうに行われているのかよくわかっていないんですけれども、今まで行われている耐震診断とこれから義務化したときの耐震診断は同じものと考えるのか、それとも義務化した耐震診断というのはこのレベル以上の耐震診断をいうのか、耐震診断の報告書というのにどういうようなことが求められるのか、その辺が私わからないので、何とも言えないんですけれども、それに対してお答えいただきたいのと、もし義務化した耐震診断というのが今までの耐震診断以上にある信頼性を担保したものにするのであれば、単に講習会を受講したというだけではなくて、こういうものというのは経験が物を言いますから、例えば補助業務で何回以上やってこういう報告書を出した者で、補助業務の経験が幾つ以上ある人がやっていいとか、そのくらいやらないと実効性はないのではないか。これは意見ですけれども、最初のほうは質問です。

【部会長】　　これは事務局のほうからお答えいただきましょうか。

【事務局】　　まず、ちょっと論点を整理します。実は建築士等というふうな曖昧な表現をしてしまったために混乱したということなんですが、現実問題として、建築士以外で公的なこういう資格は今存在はしません。そういう意味では、「等」と書くと非常に不明確だというのは○○先生のご指示どおりだと思います。その上で、もし部会長のご意見を踏まえると、ここの「建築士等」を削除することになると思います。ここでなぜこういうことを記載させていただいたかというと、○○委員からご質問がございましたけれども、中身は、診断のやり方等は基本的には変わらないと思いますが、ここではより診断を義務化して、結果を報告していただきますので、とりあえずそれによって後ほどの対応というのは変わってまいりますし、公表もいたしますし、そういう意味ではやはり一定の信頼性を持たせたいというのが１つと、それから、万一そこに結果に瑕疵があるような場合によっては資格者の処分というようなことも含めて対応するというようなことも必要かということで、一定の資格要件を課したらどうかという原案をつくらせていただいたという意味でございます。その辺を踏まえて少しご議論いただければと思います。

【部会長】　　ただいまの事務局からのご紹介で、○○委員について、私も耐震診断の中身は変わらないと思います。ただ、ちょっと対象とする構造物が今までよりはバラエティーが出てくるので、より難しくなるかという感触は私は個人的には持っています。

　いかがでしょうか。

【○○委員】　今の事務局のご発言だと私は大変納得。そういう新たな資格制度をつくるのがいいのかどうかは別として、そういうことをつくるのであれば納得します。私の疑問に関してはそれでよろしいかと思います。

【部会長】　ほかにいかがでしょうか。では、ちょっとこれは収束に向けて行きたいと思いますけれども。私の提案はどうも難しいそうだという感触なんですけれども、どういうのがいいでしょうか。○○委員、何かご意見ございますか。

【委員】　私は建築士しか資格ないのなら、最低限建築士で、かつ、先生がおっしゃっている耐震診断に関する講習の受講者ということで、より能力が限定されてきていいのではないかとは思いますけれども。

【部会長】　ごめんなさい。意見をお出しになった○○さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

【委員】　私はそれで結構だと思います。そもそもの○○委員が住宅を外してほしいというその趣旨のご説明をお伺いしたいところかと思います。

【部会長】　今のはあれですか、今度は戸建て住宅の件になるんですか。

【委員】　そうですね。そうか。今は義務化についてだから、そもそも戸建て住宅は外れるということでそれについてはいいわけですね。

【部会長】　場合によっては沿線道路で、京都の町みたいなものだと該当するようなものがある。

【委員】　ですよね。

【部会長】　出てくるかもしれません。

【委員】　ええ。ですから、建築士という言葉は残るということでよろしいんですよね。

【部会長】　今はそうです。この赤の部分が消された建築士の資格を有しという、「等」というのは削除。

　では。

【委員】　頭の整理ができていませんけれども、現状でも木造住宅に関して建築士に構造計算書は要求されていませんから、それほどまともな構造設計ができているとは思っていません。また、現実にそういう人をたくさん知っていますけれども、それに耐震義務化の方向が少し見えてくるとかえって危ない。つまり独占業務の中に耐震も入ったとして、一方でその耐震ができない人が圧倒的に多くなる。そういうことになると、制度疲労というか出来もしない制度を義務化してしまうおそれがあるので、その辺はもう少し慎重に考

えないといけない。むしろ建築士であり、講習を受けた方というふうに限定していくことで耐震に配慮できる建築士という意味で特定できるのでまだ救われると思われます。建築士という前提だけでやってしまいますと、木造住宅に関してはかなり混乱が生じてしまうと思います。

【部会長】　今のお話はこの３１、３２行のところで、条件としてはＡアンドＢで、「かつ」ですか。

【委員】　「かつ」です。

【部会長】　はい。そのご心配に関してはこの「かつ」で案としては答えている。

では、今のところは今の原案どおりということで、報告書にしたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

では、ほかに何か。参考資料２でご意見寄せられた方は、特にご自身のところがどういう形で反映されているかというのをご確認いただくとともに、ご意見をお出しにならなかった方で、今日、先ほど事務局のほうからの説明で、いや、こういうところはちょっと考え直したらどうだというご提案ございますでしょうか。よろしゅうございますか。では、○○委員。

【委員】　１点は出したんですけれども、私のほうで耐震診断については全部義務化すべきではないのか。もちろん山の中の一軒家とか、あまりそういう必要性のないものは例外にするということは当然だと思いますけれども、まず原則とすべきではないのかということを言ったところ、予算の制約等あるので難しいというお話なんですけれども、この取りまとめの４ページで、耐震化の目標ということで、住宅と特定建築物、平成２７年までに少なくとも９０パー、３２年までには９５。

特定建築物については今回耐震診断を義務化するということのようなんですが、住宅については外れているんですが、そういう中で、分析では平成２０年に住宅は７９、特定建築物は８０。それで、住宅を外してしまって、これは２７年までに９０パーということをほんとうに達成できるのかどうなのか。予算の制約があるのは当然承知しますが、しかし、そもそも大前提が人命にかかわるということで、命の問題だということで始まっているわけですから、やはり予算かかっても、本来はまず耐震診断ということが大前提というか、出発になるわけですから、そこは何とかできないのか。

それで、住宅について義務化しないで、ほんとうに２７年までに９０パーというのは大丈夫なのかというあたりどういうふうにお考えになっているのか。ちょっと質問ってあれ

ですけれども、だから、入れてほしいということなんですけれども。その辺どうなんでしょうか。

【部会長】　　これは事務局から。

【事務局】　　私ども気持ちとしては○○委員がおっしゃるような方向にすべきだという認識は持っております。ただ、ある程度期間を限ってやるということになりますと、対象の所有者に対してきちんと説明をし、ご理解いただいて、それから、支援策も充実した上でやっていただくということがやはり必要だろうということで、現実のマンパワーとか、それから予算的な面も考えますと、まずはある程度数を絞った形で進めさせていただいて、今後順次対象を拡大するという方向で進めさせていただきたいという考え方でございます。

【委員】　　ちょっといいですか。基本的にはそういう方向で私はやむを得ないと現状では思うですが、ただ、１５ページの２２のところで「なお」と。今事務局がおっしゃった部分だと思うんですけれども、「義務化対象については診断の進捗状況等を踏まえ計画的に順次拡大する」と書いてあって、そういう方向だと思うんですが、結論はそれでやむを得ないと思います。ただ、ほんとうに実現していく、やるというのであれば、もう少しこの計画的に順次拡大するというあたりの数字目標を示して具体化しないと、もちろんこの答申だけで全部終わってしまうのではないかという危惧があるので、そこをもう少し、段階的で構わないと思いますが、具体化できないんでしょうか。住宅についても広げていくというのであれば、おおよその目標みたいなものを。

【事務局】　　なかなか今、数字的にというのは非常に難しい状況であるかと思います。多分今現在は従来の指示対象の一定範囲をやっていますので、まず今回のやつが相当進んでまいりますと、次に今指示対象にしておりますようなものを対象にし、それから指導・助言の対象になるようなものに拡大していくということだと思うんですけれども、その点については１８ページの一番最後にフォローアップ等もきちんとさせていただいて、今後こういう審議会の場でもその状況を踏まえていろいろなご提言をいただければ、それらを踏まえて少し今後の状況を踏まえて検討していきたいというふうに考えておりますので、表現ぶりがもし悪ければ、少しその辺を修正いただいていいと思いますが、基本的にはこういう考え方でやらせていただければどうかと思いますが。

【部会長】　　ありがとうございました。今事務局からお話があった、このおわりにの今○○委員からお話のあった全数というのはほかの国でもそういう動きがあるようですので、今の１８ページの２１から２４行がこの部会として国土交通省に今後の要望として、忘れ

ないでよという項目がまとめてありますので、ここに、今すぐどういう修文ということはご提案できませんけれども、私と事務局の間で修文案を考えて、ここに今の主意を盛り込むようにしたいと思いますが、その処理でよろしゅうございますか。

【委員】　骨子はわかりました。私がとにかく今申し上げたいことは、これで終わりにしないで、ほんとうにそれに向けてやるんだということをはっきり確認できるような、今部会長おっしゃったようなことを含めて、ぜひ盛り込んでいただければというように思います。ありがとうございます。

【部会長】　私ざっと見て、今の○○委員のお話を書き込むとしたら、今事務局のおっしゃたような最後の文章の３行の中に入れ込むということだと思いますので、修文の措置そのものについてはお任せいただくということで、ここに今目標としては全数耐震化というのを盛り込むということを提案させていただきたいと思います。それでよろしゅうございますでしょうか。はい、ありがとうございました。

ほかに何か。よろしゅうございますか、ご質問、ご提案とか。はい、では、どうぞ。

【委員】　参考資料２のほうの１３番、税制の優遇のことなんですけれども、私のほうから「住宅以外の民間建築物に対する固定資産税の減免措置の検討を行う必要がある」を付記していただきたいと書いたんですけれども、これも参考資料１のほうで８ページなどで、住宅のほうは非常に補助制度の整備率がいいんだけれども、非住宅のほうはそうでもない。最終的に、したがって地方公共団体が耐震診断・耐震改修に対する補助制度を整備し。要するに税金ではなくて補助制度だと言っているわけですよね。それで、ここの回答でも固定資産税の減免にかかわる新たな措置については現実的に厳しい状況だ。したがって、そういう意味で税金の負担のほうではなくて、補助制度の充実という方向に書いてあるんですけれども、やはりこれは現実的に厳しいというのはあるんでしょうか。税金のほうがいいのではないかと思って提言したんですけれども。いかがでしょうか。

【事務局】　これに関しましては、手段としては補助、税制融資といった制度を設けてございますが、やはりそれぞれどこの部分でやるのかというのにつきましては、どうしても一定の行政上のルール的なものがございます。住宅に関しては比較的こういう税制というのはいろいろな税制が取り組まれてございますけれども、事務所ビル等については固定資産税は地方の財源ということもございまして、ほとんどやられていないという部分がございます。そういう観点で、むしろこの民間ビルに対してはどういう形で国として支援していくのかというものについて補助、税制と比較した場合にはむしろ補助でやるべきもの

という形で行政的に整理がされていますので、なかなか税制で切り込んでいくのは非常に難しいので補助ということで頑張っていきたいという趣旨で書かせていただきました。

【部会長】　追加的です、はい、どうぞ。

【委員】　ということは、ある程度の期限というか、いつぐらいまでにとかいうあれはあるんでしょうか。

【事務局】　期限と申しますか、基本的に長いこの税制、補助で我々総務省さん、財務省さんといろいろやっている中では、そもそもこの民間ビルに対する税制というのはやはり結構ハードルが高い。むしろそれはいろいろな支援策の中では補助でやるべき分野という形で整理されてきている部分だということです。

【部会長】　ありがとうございました。税制の問題はなかなか難しいところがあると思います。事務局のほうもいろいろ努力をされているとは聞いておりますけれども、局間の壁よりはもっと高い壁があって、実態的には今事務局のご指摘のように、それにかわるもの。特に耐震改修して資産価値が上がって税金というのは非常に大きな問題であるということは皆さん認識は持っていると思いますけれども、これに関しては私どものほうとしては国土交通省のほうにぜひ省間でのやりとりを通じて展望を持ってもらうということが今日のところの限界ではないかと理解いたしました。

ほかに何かご意見ございますか。よろしゅうございますか。皆様方から多数のご意見いただきまして、また本日もいろいろあったんですけれども。

それでは、ちょっと時間を余してはございますけれども、特段ご意見。あと、ちょっと私、修文というのか、表現的なんですけれども、１５ページのところは何か大きな丸がついて、次の１６ページは小さな丸とか、この辺の表記の問題はちょっと後で統一を。これは表記的な統一ということでお願いしたいと思います。

ほかに内容的に何かご指摘。よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。先週の皆様方からの事務局からのメールによる意見に対するご回答と本日の議論、大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。先ほど○○委員のところに関しては若干修文が残るところでございますけれども、本日いただいた意見についてはこの修文、最後のところ、若干将来的な展望を付記するということで皆様方の第１次報告案としてのご了解をいただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

はい。特に異議、異論をいただきませんでしたので、この形をもちまして進めさせてい

ただきます。先ほどのところ、若干の修文というのが後ろのところでの将来的な展望を書き加えるということで、その条件で本部会でまとめましたこの１次報告案について、この後開かれます建築分科会のほうに報告させていただきたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、第２回、３回、４回という３回、非常に短い期間でございましたけれども、この第１次報告についてご検討、取りまとめにご協力いただきましてありがとうございました。

予定した議題は以上でございますが、参考資料としてエレベーターの事故と、参考資料３、４がございますが、これは何か若干。

【事務局】　はい。事務局のほうで若干ご説明させていただきたいと思います。

【部会長】　よろしくお願いいたしたいと思います。今日は昇降機部会の部会長の○○委員もご出席でございます。これは事務局のほうから。

【事務局】　それでは、参考資料３のほう、石川県内エレベーター戸開走行事故調査中間報告書（概要）でございます。事故につきましては先般部会のほうで取りまとめて概要という形で、まずは中間報告、そして対策という形で取りまとめております。

それでは、ちょっと参考資料３を簡単に説明いたしますと、まず、事故の概要については皆さんご存じのとおりですが、平成２４年１０月３１日１４時５０分ごろに金沢駅前のアパホテルで起きた戸開走行事故でございます。エレベーターの概要につきましては、シンドラー社ウォームギアのＷ２５０型というタイプのものでございました。調査の概要といたしましては、平成２４年１１月１日、１９から２３、２８から３０と現地におけます調査を国土交通省の事故調査部会のほうで実施してございます。

続きまして、次のページ、事故のブレーキのところに今回非常に問題がございまして、ブレーキのライニングが摩耗して効かなくなって戸開走行を起こしたということでございます。事故機のブレーキについての情報というのを挙げてございます。それから、３ページのほうでございます事実情報②ということで、ブレーキライニングが摩耗して効かない状況であったということ。それから、今回ブレーキスプリングというブレーキを締めつける力のもとでございます。ばねが設定寸法が６５ということで、本来取扱説明書よりもきつく締めつけるようになっていた、取扱説明書上は６９ミリまでしか長さを短くしてはいけないということですが、それ以上に締めつけられていた、それから、このブレーキスプリングの設定寸法６５ミリの状況で実際に実験をしますと、１５分程度でブレーキを引きずる現象というようなことが確認されるケースがございました。事故機にはブレーキの摩

耗を検出するブレーキ摩耗センサーが取りつけられておりましたが、事故のときには作動してございませんでした。

それから、緊急点検をその後行っております。事故機と同型のもの、Ｗ２５０型のエレベーター８４台のうち、やはりブレーキスプリングが製造者の設定されたものより短くされたものが６台あって、うち２台については摩耗センサーのコネクターが抜かれて使用できない状態だった。それから、ブレーキスプリングについては、その次です。それから、事故機と基本構造が同じW型のエレベーターについては、４７３台ありましたが、やはりブレーキスプリングが短く設定、要するに強く締めつけていたものが４台報告されてございました。そういったような緊急点検の結果に関して非常に幾つかの問題点が見つかってございます。

次のページ、４ページ、５ページでございますが、分析ということで、事故機のブレーキに関しては、ブレーキスプリングを強く締めつけ過ぎますと、ブレーキを開く力、これはプランジャーの推力と申しますが、これをスプリングの力のほうが上回ってしまう状況が生じるということで、そうなりますと、ブレーキを締めたまま、ブレーキがかかったまま上下してしまうというようなことが起きます。これが繰り返されますと、次の分析②のほうにございますけれども、ブレーキのライニングが摩耗していきまして、結局はブレーキがかかったまま引きずっていますので、非常に摩耗が激しくなってきますと、ブレーキドラムの温度が摩擦熱で上がっていく。ここのブレーキの特性でございますけれども、その間にプランジャーのところが引っかかってブレーキを締めつける力がそれ以上締めつけない方向にプランジャーが邪魔をしてしまう。その間も基本的には摩擦熱でドラムが膨張していますので、ライニングがすり減っていきますけれども、エレベーターのほうの使用頻度が落ちたりしますと、ブレーキのドラムが冷えて、それで収縮していきますと、ブレーキの保持力を失ってしまうというようなプロセスが発生していたと考えられてございます。

これに対しまして、このような分析から事故の要因といたしまして、６ページでございますけれども、２点指摘してございます。第１点としましては、W型の巻き上げ機のブレーキ構造上の特性ということで、プランジャーの動きの余裕が小さくて、ブレーキライニングの摩耗によって、プランジャーの予備ストロークがなくなると、プランジャーがブレーキアームのブレーキ保持側への動作を妨げる。その状態で強くブレーキが引きずりを起こした場合には、ブレーキライニングのところを非常に大きく摩耗しまして、結果として

温度が低下したときにすき間が生じる。構造上の特性から、ブレーキの引きずりに対して脆弱な構造となっていると考えられるのが第１点でございます。

第２点は、このようなブレーキの引きずり等を生じさせないための保守・点検が非常に不徹底であった。取扱説明書のとおりにブレーキスプリングのほうは設定ができていなかった。それから、本来であれば、ブレーキの摩耗がほとんど起こらないインバーター制御のもので摩耗があった場合には、そういったものの原因をすぐに見つけてプランジャーを調整するといったようなことが行われていなかった。それから、本来取り外してはいけないブレーキ摩耗センターを外していたというようなことがございましたので、シンドラー社のほうで保守・点検が非常に不徹底であったということでございます。

それに対しまして、意見ということで、７ページ以降書いてございますが、W型の巻き上げ機のエレベーターに対しては、まずは戸開走行保護装置を設置していくということを強力に進めるということでございます。それから、定期検査を強化するということで、やはりブレーキ構造上の特性もございますので、これに対して１カ月に１回程度、ブレーキにつきまして詳細な点検を行う。それから、国土交通省、③のところはプランジャー位置をまずはリセットするようなきちんとした状況を最初につくっておいてください。それから、W型以外のシンドラー社のものにつきましてもやはり戸開走行保護装置ということを設置していくという指導を行う。それから、やはり定期検査。ブレーキ構造はW型とは違いますが、やはり６カ月程度という間隔でブレーキについての定期検査を行っていく。それから、シンドラー社、今回は非常に不徹底な点検、検査ということでございましたので、その体制を整えていくことを指導するということでございます。

それから、９ページのほうに事故機、シンドラー社以外のエレベーターについてもブレーキの特性について調査を行って、やはりその調査結果に基づきまして、シンドラー社のエレベーターに行っているような措置を講じていくということが意見として付されております。

以上でございます。

【部会長】　どうもありがとうございました。調査部会をまとめていただいた○○委員も報告お願いします。何か。

【委員】　いや、今ご説明のとおりですけれども、またシンドラーで同じように戸開走行、あいたままエレベーターが動いてしまったという事故が起きたんですけれども、現象は同じでも原因は今回少し違っているということで、今お話にあったように、構造上少し

脆弱なところがある。それを保守・点検できちんと保っているということで安全は確保されているんですけれども、保守・点検を少し手を抜くと、今みたいな事故が起きる。

そのためには前回の事故を踏まえて、戸開走行保護装置をつけろということになってはいるんですけれども、既存不適格遡及のために実は古いものにはそれは提供できないということもあって、こういう事故が起きた。それを踏まえていろいろ提言しているというのが現状であります。

以上です。

【部会長】　どうもありがとうございました。これは調査委員会としては事実をまとめて報告するということで、刑事責任の問題は追及しないということでございます。事実関係としてのおまとめをいただきまして、その報告。これは正式に公表されたんですね。正式な文章は国土交通省のホームページに行けば読めると思います。建築物の耐震化と同様に既存不適格、また、日常常に使っているようなことで、今後の問題点としては今日議論した内容と共通する部分も非常にあると思います。

さて、もう１件、大変不幸な事故でございますが、参考資料４。これは事務局。

【事務局】　参考資料４につきまして、長崎市のグループホーム火災について報告させていただきます。火災の概要でございますが、先週２月８日金曜日の１９時４３分覚知でございます。場所が長崎市の東山手町、グループホームベルハウス東山手。認知症高齢者向けのグループホームでございます。被害者が死者４名、負傷者８名となってございます。建物でございますが、４階建てとなってございまして、そのうちグループホームが１、２階、約２７０平米部分がグループホーム、上が事務所、住宅になっていたというものでございます。

この建物でございますが、まず、そもそも２２年３月に札幌で死者が７名出る、やはり認知症高齢者向けのグループホーム火災がございました。これに関しまして、全国で一斉点検をしておりまして、約１万弱程度の認知症グループホームについて点検に入りまして、実は現在もまだ６００程度の違反が是正されていないというものがございます。長崎市のこの案件につきましても、この点検の際に建築基準法令違反、非常用進入口の高さ不足と竪穴区画の不備の違反が発見されたものでございましたが、その後半年ほどたって、長崎市が再確認をした際、一応進入口については是正されてございましたが、竪穴区画については是正されていなかった。このため、きちんと口頭で是正を指示し、対応後に完了報告を出してくださいという指示をしてございました。ただ、その後、２５年のこの火災発生

時まで報告はなく、この火災後、長崎市、あと、当方の九州地方整備局職員が現地調査を実施しましたが、やはり竪穴区画の違反是正はされていなかったということが確認されてございます。また、その際に、先ほど４階と申しましたが、４階はおそらく違法増築ではないかということが確認されてございます。

また、その他、４番でございますが、２５年２月、先ほどの日曜日でございますが、新潟市、これは障害者のグループホームでございまして、火災が発生、死者１名でございます。これはどちらかというと、焼損は被害者が出たその部屋というふうに聞いてございます。

こういうものがございまして、違反是正の徹底ということで、本日付で特定行政庁に対して通知書を出す予定でございます。この未是正の物件につきまして、具体的な改善計画の提出を速やかに求めて、これが正当な理由なく行われないものについては違反命令をきちんと法律に基づいてやること。また、その他のものにつきましても過去に行った防犯査察などで違反が見つかっているものについて、きちんと違反是正を講じること、こういう内容の通知を本日付で発出しようという予定でございます。

【部会長】　　どうもありがとうございました。これも報告でございます。

以上で本日の議事を終わらせていただきたいと思います。

それでは、今後の予定について事務局のほうから紹介をお願いします。

【事務局】　　どうも本日はありがとうございました。今後の予定でございますが、既にご連絡差し上げているかと思いますが、次回は３月１８日月曜日、４時から６時までということで、次回は１１階のほうの特別会議室でございますので、本日とはちょっと場所が違いますが、本建物の１１階でございます。今後につきましては、耐震化については少しまとめていただきましたので、それ以外の木造関連の技術基準のあり方と、それから手続関係の制度のあり方等につきまして引き続きご議論いただければというふうに思いますので、ぜひご出席をお願いしたいと思います。それから、それ以降はまだ日程調整させていただいていないかと思いますが、後日事務局のほうで日程の調整等をさせていただきますのでよろしくご協力をお願いしたいと思います。

なお、本日の議事につきましては、最初に申し上げましたとおり、事務局のほうで議事録を取りまとめた後、皆様方にご確認いただきたいと思いますので、その際はよろしくお願いしたいと思います。

では、最後に住宅局長より一言ご挨拶を申し上げます。

【住宅局長】　委員の先生方には日ごろから建築行政に大変ご理解、ご支援を賜っておりますことを感謝申し上げたいと思います。また、今日は４回目ということで、昨年の１０月から本日まで基準制度部会の場で大変ご熱心にご議論いただきまして、貴重なご意見も頂戴いたしました。今日第１次報告ということで、この部会としての取りまとめをいただいたということで、心から感謝を申し上げたいと思います。この後建築分科会においてこの報告をご議論いただいて、分科会の報告ということにさせていただく予定でございます。

この議論と並行しましていろいろな作業を私ども進めてまいりました。耐震改修法、診断の義務づけは法律改正なくしてはできないわけでございますので、改修法の改正の準備もこのご議論と並行して、ある程度すり合わせをさせていただきながら進めてまいりました。今大詰めのところに来ております。また、予算につきましては、少し先行してもう政府案はできてございますけれども、予算、税制含めて、あるいは法律も含めて、今後国会の審議を経てきちんと政策として完結するということになりますので、一生懸命事務方がこれからそれに向けては努力をしていくということになります。また、成案がきちんとまとまりましたらご報告させていただきたいと思います。

○○先生からもございましたけれども、政府として目標を置いて、安全安心のために何としてもこれを達成していくということでやっているわけでございますので、いろいろな制約がある中ではございますけれども、引き続き継続的に取り組んでまいるつもりでございますので、引き続きよろしくご指導賜りたいと思います。

また、先ほど次回の案内がございましたけれども、とりあえずこの耐震化促進の話は一区切りでございますけれども、木造建築物、とりわけ火災実験をやりました学校の３階建ての件でございますとか、確認制度をめぐる問題につきましては引き続きこの場でご議論いただくことになると思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

【部会長】　局長、どうもありがとうございました。

それでは、少し予定の時間より早く終わることができました。

以上をもちまして、本日の第４回の建築基準制度部会の審議を終了させていただきたいと思います。本日は朝からお忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございました。